

## 政策評価に関する基本方針の一部変更について

〔平成 19 年 3 月 30 日  
閣 議 決 定〕

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）第 5 条第 6 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、政策評価に関する基本方針（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）の一部を次のように変更する。

I 4 イ中「規制に係る政策評価については、関連する累次の閣議決定の趣旨を踏まえつつ、積極的に実施に向けて取り組むものとする。」を削る。

I 4 オの次に次のように加える。

カ 規制の事前評価については、その実施が義務付けられている規制以外のものについても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。

III 1 中「「政策評価の実施に関するガイドライン」」の次に「及び「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」」を加える。

政策評価に関する基本方針新旧対照表 (下線の部分は変更箇所)

| 変 更 後  | 変 更 前   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;"><b>政策評価に関する基本方針</b></p> <p>(略)</p> <p><b>I 政策評価に関する基本計画の指針</b></p> <p>(略)</p> <p>4 事前評価の実施に関する基本的な事項</p> <p>(略)</p> <p>イ 事前評価については、法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外のものであっても、同条第1号に該当するものについては、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(略)</p> <p><u>カ 規制の事前評価については、その実施が義務付けられている規制以外のものについても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> | <p style="text-align: center;"><b>政策評価に関する基本方針</b></p> <p>(略)</p> <p><b>I 政策評価に関する基本計画の指針</b></p> <p>(略)</p> <p>4 事前評価の実施に関する基本的な事項</p> <p>(略)</p> <p>イ 事前評価については、法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外のものであっても、同条第1号に該当するものについては、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。</p> <p><u>規制に係る政策評価については、関連する累次の閣議決定の趣旨を踏まえつつ、積極的に実施に向けて取り組むものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> |

### Ⅲ その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項

#### 1 連絡会議の開催

総務省は、政策評価の質の向上を図る観点から、各行政機関間の連絡を密にし、政策評価制度の円滑かつ効率的な実施を図るとともに政策評価に関する取組を促進するため、各行政機関により構成される連絡会議を開催するものとする。

また、総務省は、政策評価の円滑かつ効率的な実施に資するよう、連絡会議における連絡・協議を経て、「政策評価の実施に関するガイドライン」及び「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」を策定する。

(略)

### Ⅲ その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項

#### 1 連絡会議の開催

総務省は、政策評価の質の向上を図る観点から、各行政機関間の連絡を密にし、政策評価制度の円滑かつ効率的な実施を図るとともに政策評価に関する取組を促進するため、各行政機関により構成される連絡会議を開催するものとする。

また、総務省は、政策評価の円滑かつ効率的な実施に資するよう、連絡会議における連絡・協議を経て、「政策評価の実施に関するガイドライン」を策定する。

(略)

## 「政策評価に関する基本方針」の概要

### 【基本方針の位置付け及びその骨格】

- 基本方針は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第5条に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会の意見を聴いた上で、閣議決定により定めるもの
- 基本方針は、各行政機関の長が定める基本計画の指針となるべき事項を定めるとともに、政府の政策評価活動において基本とすべき方針を明らかにするもの
- 基本方針は、以下の内容で構成
  - I 各行政機関が定める基本計画の指針となるべきもの
  - II 政策評価の質の向上等のために政府が講ずる措置
  - III その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置

### 【基本方針の概要】

- 政策評価制度について明確な枠組みを与え、その実効性を高め、国民の信頼性を一層向上させる観点から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」を制定
- この「政策評価に関する基本方針」は、法第5条に基づき、法の下における政策評価の計画的かつ着実な実施を図るためのもの
- 平成14年4月1日の法の施行から3年が経過したことから、法附則第2条の規定に基づき、法の施行状況に検討を加え、政策評価の改善・充実に向けた必要な措置として、17年12月16日に改定

### I 政策評価に関する基本計画の指針

[各行政機関がそれぞれ定める基本計画の指針となるべき事項]

#### 1 政策評価の実施に関する基本的な方針

- 政策評価の政策マネジメント・サイクル(企画立案→実施→評価→次の企画立案)への組み込み
- 国民本位の効率的で質の高い行政、国民的視点に立った成果重視の行政の実現、国民に対する行政の説明責任の徹底を図るため、政府は制度の全政府的な実施を確保しつつ効果的な取組を進め、制度の改善・発展を図る
- 政策評価の重点化・効率化を図る
- 政策評価を行うに当たり、政策の特性等に応じて合目的的に、「事業評価方式」、「実績評価方式」、「総合評価方式」など適切な方式を用いる
- 政策体系(「政策－施策－事務事業」などの体系)をあらかじめ明示

- 各行政機関の所掌する政策が、複数行政機関に関係する政策(上位目的)と関連する場合は、関係をあらかじめ明確化

## **2 政策評価の観点に関する基本的な事項**

- 政策評価の観点(必要性、効率性、有効性等)の基本的な適用の考え方を基本計画に明示

## **3 政策効果の把握に関する基本的な事項**

- できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を使用。これが困難な場合等は、定性的に把握するが、できる限り客観的な情報・データや事実を使用し、客観的な実施を確保

## **4 事前評価の実施に関する基本的な事項**

- 事前評価は的確な政策の採否や適切な政策の選択等に有用な情報を提供する見地から実施
- 義務付けられた以外のものであっても手法の研究開発を積極的に進め、順次実施に向けて取組
- 規制に係る政策評価について、関連する累次の閣議決定の趣旨を踏まえつつ、積極的に実施に向けて取組

## **5 事後評価の実施に関する基本的な事項**

- 事後評価は政策の見直し、改善等に反映させるための情報を提供する見地から実施
- 政策に反映するために合理的な単位で、社会経済情勢の変化等を勘案して適切なタイミングで実施

## **6 学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項**

- 政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、高い識見、高度の専門的知識・能力や国民生活・社会経済への政策への関わりに関する実践的知識を活用

## **7 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項**

- 政策評価の結果を政策に適切に反映させるため、政策評価担当組織が中心となって、結果の政策への反映の実効性を高めるための仕組み等を基本計画に明示
- 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を実施

## **8 政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項**

- 評価書は、評価結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、可能な限り具体的に記載
- 政策評価の結果の政策への反映状況については、政策評価の結果と当該結果に基づく措置状況(内容、時期、今後の予定等)をできる限り具体的に公表

- 公表は、インターネットのホームページのほか、窓口配布等により実施

## **9 その他政策評価の実施に関する重要事項**

- 組織として一体的な政策評価への取組を可能とするための体制を基本計画に明示
- 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口を整備
- 政策評価の実施に当たり、国と地方は、必要な情報や意見の交換を行い、適切に連携・協力

## **II 法第20条から第22条までの規定に基づく措置に関する事項**

[政策評価の質の向上等のため、政府として取り組むべき措置]

- 政策評価に関する調査、研究及び開発並びにその成果についての情報の交換を推進
- 政策評価に従事する職員の人材確保・資質の向上、総務省による研修の実施
- 政策評価に関する情報の所在に関するクリアリング・ハウス機能の充実

## **III その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項**

### **1 連絡会議の開催**

- 政策評価制度の円滑かつ効率的な実施を図るため、各行政機関による連絡会議を開催

### **2 各行政機関が実施する政策評価及び総務省が実施する政策の評価**

- 各行政機関による評価及び総務省による評価とが、それぞれに分担する機能を的確に発揮することにより、政府全体としてのよりの確な政策を実現
- 各行政機関及び総務省は、次により、それぞれの評価活動を重点的かつ計画的に実施
  - ・ 各行政機関は、施政方針演説等内閣の基本方針等により重点的に取り組むべきこととされた行政分野における主要な政策等について実施
  - ・ 総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、法令や閣議決定等に基づき政府全体としての取組が求められている主要な行政課題に係る各行政機関の政策等について、重点的に実施
  - ・ 総務省が行う客観性担保評価活動は、各行政機関の政策評価の実施手続を審査するとともに、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえ、改めて政策評価が行われるべきものの認定や評価の客観的な実施が確保されないと認めるときに実施すべき評価を実施

### **3 基本方針の見直し**

- 本基本方針は、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、所要の見直し